

泉南市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、泉南市公用封筒（会計課扱分）広告掲載要領（以下「要領」という。）第3条に規定する広告の掲載に係る基準を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の各号に掲げる業種、業者、物品等の広告（以下「広告等」という。）は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定されるもの
 - (2) 消費者金融業、高利貸し業及び類似のもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 市の指名停止処分を受けているもの
 - (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 2 既に広告等を掲載中のものであって、前項に規定する業種、業者に該当することとなった場合には、掲載の中止について全庁的な判断を仰がなければならない。

(一般的基準)

第3条 次の各号に掲げるものは掲載することができない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法令等で製造・販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品及び掲載が不適當であると認められる商品またはサービスを提供するもの
- (3) 他者を誹謗、中傷または排斥しようとするもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 市の業務に支障をきたすもの、又はそのおそれのあるもの
- (5) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えたりするおそれのあるもの
- (6) 虚偽または誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 射幸心をあおる表現を用いているもの
- (8) 広告の商品等と無関係な裸体や水着姿等を用いるもの
- (9) 性的感情を著しく刺激し、犯罪を誘発するおそれがある表現を用いるもの
- (10) 暴力や犯罪を肯定し、助長するおそれがある表現を用いるもの
- (11) 青少年の健全育成に有害な表現を用いるもの
- (12) 屋外広告物の内容及びデザインが、都市景観上著しく違和感があるもの、又は公衆等に著しく不快感を与えるもの
- (13) 屋外広告物の内容及びデザインが、信号機及び交通標識等と類似するものまたはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの、又は交通安全の観点から一般交通に著しく影響を及ぼすもの

(広告の表示内容に関する基準)

第4条 個別の広告掲載内容については、次に掲げる項目について検討し、判断しなければならない。

- (1) 予備校、学習塾等の広告に、合格実績を掲載する場合は、実績年度も表示すること。
- (2) 資格講座は、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 取得できる資格が国家資格であるか明確に表示しなければならない。
 - イ 講座を受講するだけで国家資格が取得できるような表現を用いてはならない。
 - ウ 講座の募集が教材や商品の販売を目的とするものは掲載することができない。
 - エ 受講費用等に公的給付がある場合には自己負担分を明記しなければならない。
- (3) 病院、診療所及び助産所については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 医療法第69条又は第71条の規定を遵守すること。
 - イ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
 - ウ 広告する治療方法により、疾病等が完全に治癒される等、その効果を推測的に述べる内容のものは掲載することができない。
 - エ マークを使用する場合は、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。
- (4) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定を遵守すること。
 - イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告はできない。
- (5) 介護保険法に規定するサービス又は高齢者福祉サービス等に関する広告は次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 老人保健施設を除くサービス全般
 - (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - (イ) 広告主等に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であるとの誤解を招くような表現を用いることはできない。
 - イ 有料老人ホーム
 - (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - (イ) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項をすべて表示すること。

- (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
- ウ 有料老人ホーム等の紹介業
 - (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (イ) その他、利用に当たって有利であるとの誤解を招くような表示はできない。
- (6) 不動産事業については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
 - イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。
 - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
- (7) 弁護士、税理士、公認会計士等についての掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- (8) 旅行業については、登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。
- (9) 通信販売業については、返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- (10) 結婚相談所・交際紹介業については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟があるか証明を付して明記すること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- (11) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織についての掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- (12) 募金等についての掲載内容は、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることを明記すること。
- (13) ダイアルQ 2 の他、各種のダイアルサービスについては、内容を確認すること。
- (14) 本基準第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告については、本基準に照らし新たに判断すること。
- (15) その他の表示については、次の事項に留意すること。
 - ア 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
 - イ 比較広告をする場合は、根拠となる資料を示し主張する内容が客観的に実証されていることを明示すること。
 - ウ 無料で参加・体験できるものに、別に費用がかかる場合には、その旨を明示すること。
 - エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告については、広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先については、固定電話とし、携帯電話、PHSは認めないこと。さらに、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするため代表者名を明記すること。

オ 肖像権・著作権の生ずる広告については、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 使用する写真等の肖像権及び著作権は、広告主がその権利者から許可を得ているもの以外は掲載しない。

(イ) 使用する写真等の肖像権及び著作権に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この基準は、平成19年3月13日から施行する。